

平成27年度第1回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 開催日時 平成27年6月23日(火)午後10時00分～10時30分
- 2 開催場所 高知城ホール 2F 小会議室
- 3 出席者 産田節雄 久武正義 楠瀬路易子 松本伸介 西村澄子
他11名[森田課長 国沢チーフ 安岡主幹(経営支援課)、掛水チーフ(児童家庭課)、萩野補佐(環境対策課)、伊藤チーフ(都市計画課)、山崎チーフ、松本主事(道路課)、竹村課長、小松補佐、中嶋(交通規制課)]

4 議事

【法第5条第1項 新設案件】

- 案件1 株式会社大屋の届出に関する審議について
(名称) m a c 瀬戸店【新設】

【議事録】

定刻となり森田課長の司会により、平成27年度第1回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

森田課長が、本日の会議は委員5名全員が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例第6条第3項に規定する1/2以上の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について説明を行った後、議事の進行を高知県大規模小売店舗立地審議会条例第6条第2項の規定により、本日の議長となる産田会長に引き継いだ。

産田会長が審議に先立ち、久武委員と西村委員の2名を本日の議事録署名人として指名し、本人及び会の承諾を得た。

産田議長が、事務局に対して、議事次第1の「m a c 瀬戸店」における株式会社大屋の法第5条第1項の届出について説明を求め、事務局が「m a c 瀬戸店」について、資料説明を行った。

産田議長より、各委員に対して意見及び質問を募った。

委員 県	<p>店舗北側の集合住宅側に遮音壁がないのは何故か</p> <p>騒音発生源である換気扇が2台あるが、発生する騒音自体の音量が基準値を下回っており、遮音壁を設置する必要がないという判断です。</p> <p>しかしながら、苦情等が発生した場合は真摯に対応していただけることとなっております。</p>
委員 県	<p>駐車場内に、歩行者専用道路等が無い事や、図面上では車止めを設置しないように見受けられるため、歩行者が危険である。また、バス停も近いことから、店舗への歩行者の出入りも多いと思う</p> <p>駐車場内での歩行者の安全確保を徹底するよう要請をします。</p>
委員 県	<p>配布資料が法第5条第1項の届け出と法第6条第2項があるが、第6条第2項の届出内容に更新されたという理解でよろしいか</p> <p>その通りです</p>
委員 県	<p>屋上の室外機についても遮音壁があるのか</p> <p>周りを180cmの遮音壁で囲んでいます。</p>
委員 県	<p>地震対策についてですが、この店舗は南海トラフ地震発生時には、3m～5mの津波浸水地域となっている為、従業員等への災害時を想定した研修等を徹底してもらいたい。</p> <p>短時間パート等も多く雇用していると思うので、その辺も含めて徹底をするよう要請をします。</p>
委員 県	<p>バス停の移動は簡単にできるのか</p> <p>現在地から少し北側の安全な場所に移動できると聞いています。</p>

産田議長より各委員に対し、これまでの審査を踏まえて、資料に示されている検討結果の案について意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

産田議長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。